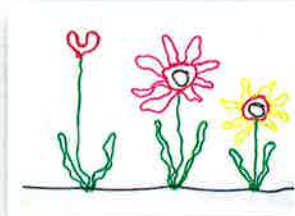
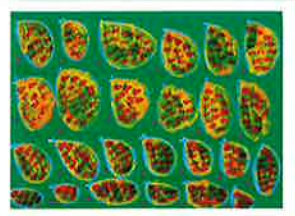


しょうがいしゃそうごうしえんぽう
障害者総合支援法による
 しょう しゃ かた せい ど
障がい者の方の制度

ふくし いりょうひ ほそうぐ
 福祉サービス・医療費・補装具について



しょうがいしゃそうごうしえんぽう しんたい ちてき せいしん しょう ぐわ なんびょう かた
 障害者総合支援法により、身体、知的、精神の3障がいに加えて、難病の方も
 ふくし しょう ちよう しょう ちいさ ちいさ
 福祉サービス等を障がいの種類を問わず身近な地域において利用できます。

おおいたけん
 大分県
 くにさきし
 国東市

それぞれのサービスの内容については、以下のページをご覧ください。

●サービスの内容…p2・3・4

- ①障がい福祉サービス…p2
- ②障がい児福祉サービス…p2
- ③地域生活支援事業…p3
- ④事業所一覧…p4

- 障がい福祉サービス利用の流れ…p5
- サービスを利用したときの費用…p6・7
- 医療費について…p8
- 補装具について…p8

▶お問い合わせ

くにさきし ふくし しょう しょう
 国東市福祉課 障がい者支援係
 くにさきし しょう ちよう ちいさ
 国見総合支所 地域市民健康課
 むさし しょう ちよう ちいさ
 武蔵総合支所 地域市民健康課
 あき しょう ちよう ちいさ
 安岐総合支所 地域市民健康課

TEL 0978-72-5164 FAX 0978-72-5171
 TEL 0978-82-1112 FAX 0978-82-0742
 TEL 0978-68-1112 FAX 0978-68-1497
 TEL 0978-67-1114 FAX 0978-67-3567

Contents

へいせい ねん がつはっこう
 平成31年1月発行

サービスの内容

※市への申請が必要です。

サービスは、「障がい福祉サービス」、「障がい児福祉サービス」、「地域生活支援事業」に大別されます。
「障がい福祉サービス」は、「介護給付」と「訓練等給付」に、「障がい児福祉サービス」は「障がい児通所支援」に位置付けられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。
サービスの利用にあたって、かかる費用は原則1割負担となります。

① 障がい福祉サービス

訪問系

日中活動系

居

訪問	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訪問	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人、重度の知的又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
訪問	行動援護	知的または精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に対して、危険を回避するために必要な援護、外出における移動中の介護等を行います。
訪問	重度障害者等 包括支援	常に介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
訪問	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に対して、外出時等に移動に必要な情報提供(代筆、代読を含む)、移動の援護などの外出支援を行います。
日中活動系	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
日中活動系	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活のお世話を行います。
日中活動系	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、施設において入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
居	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、施設で一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
訓練等給付	就労移行支援	一般就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
訓練等給付	就労継続支援 (A型=雇用型、 B型=非雇用型)	一般就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
訓練等給付	就労定着支援	一般就労へ移行した障がいのある人が、就労に伴う環境変化による生活面の課題に対応できるよう企業や自宅への訪問、来所により必要な支援をします。
居	自立生活援助	施設を利用していた障がいのある人が一人暮らしをはじめたときに、生活や健康、近所付き合いなどに問題がないか、訪問して必要な助言などの支援をします。
居	共同生活援助 (グループホーム)	障がいのある人に、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
居	宿泊型自立訓練	将来自立した生活を希望している方に、共同生活を行う住居で、食事や家事などの生活能力向上のための訓練を行います。

② 障がい児福祉サービス

日中活動系

訪問系

日中活動系	児童発達支援	未就学児に対して、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な療育を行います。
日中活動系	医療型児童発達支援	未就学児に対して、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な療育を行います。身体状況により医療も提供します。
日中活動系	放課後等 デイサービス	就学期の障がいのある児童に対し、生活能力の向上のため、必要な訓練を行い、社会的な交流が出来るよう、適正かつ効果的な指導訓練を行います。



保育所等 訪問支援

保育所等を利用中の児童に対して、訪問により保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。



居宅訪問型 児童発達支援

障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

障害児通所給付

③地域生活支援事業 ※無料以外は市への申請が必要です。

障がいのある人が、その能力や適性に応じて自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、次の事業を実施しています。

事業名	内 容
地域活動支援センター事業	地域で生活する障がいのある人が通い、創作活動の場や生産活動の場を提供したり、社会との交流の促進等の機会を提供するサービスです。(I・II・III型があります。)
日常生活用具給付等事業	在宅で生活する障がいのある人に、必要な用具を給付することで、日常生活をよりよく過ごすための支援を行います。
意思疎通支援事業	聴覚や音声・言語機能障がいのある人に対して、要約筆記奉仕員や手話奉仕員、手話通訳者などを派遣し、意思疎通の手助けを行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。
日中一時支援事業	障がいのある人に日中過ごすための場を提供して、その家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を支援します。
訪問入浴サービス事業	入浴が困難な在宅の身体障がいのある人に、訪問により居宅において入浴のサービスを提供します。
自動車改造助成事業	身体障がいのある人が運転する自動車の改造費を助成します。
自動車運転免許取得助成事業	普通自動車免許を取得することにより就労が見込まれる者で、条件を満たす者の免許取得に係る経費を10万円を限度に助成する。
福祉ホーム事業	住居を必要としている障がいのある人に、低額な料金で居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している人及び身体障害者更生援護施設(身体障害者療護施設を除く)に入所(通所)している人に対し、更生訓練費を支給します。

無料

生活保護のみ

相談支援事業の概要

事業種別	内 容
相談支援事業	障がいのある人やその家族などからの相談に応じて、必要な情報の提供や障がい福祉サービスの利用などについて支援を行います。
特定相談支援事業	障がいのある人が障がい福祉サービスを利用する前に、サービス等利用計画を作成し、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、よりきめ細かく支援するものです。
一般相談支援事業 (地域移行支援・地域定着支援)	障がい者支援施設や精神科病院に入所・入院している方が、地域生活へ移行するための支援や、居宅において一人暮らしをしている方等の夜間や緊急時における支援を行います。
障がい児相談支援事業	障がいのある児童が障がい児通所支援(児童発達支援や放課後等デイサービス等)を利用する前に、障がい児支援利用計画を作成し、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、よりきめ細かく支援するものです。

障がい福祉に関係する相談窓口

障がい福祉サービス/障がい児福祉サービスの利用を希望する場合は、サービス等利用計画/障がい児支援利用計画の作成が必要となります。

国東市役所福祉課(0978-72-5164)もしくは下記事業所が相談窓口となりますので、ご相談ください。

事業種別	所在地 TEL (FAX)	開所時間	利用料	相談支援種別
障がい者サポートセンター 三角ベース	安岐町下山口63番地2 0978-64-7533 (0978-67-3002)	平 日、土、日：9:00～17:30 緊急時には24時間対応可	無料	相談支援事業 特定相談支援事業 一般相談支援事業 障がい児相談支援事業
障がい者生活支援センター タイレン	武蔵町古市1096番地1 0978-69-0539 (0978-69-0009)	平 日：8:30～17:00 土曜日(不定期)：8:30～13:00 緊急時には24時間対応可		

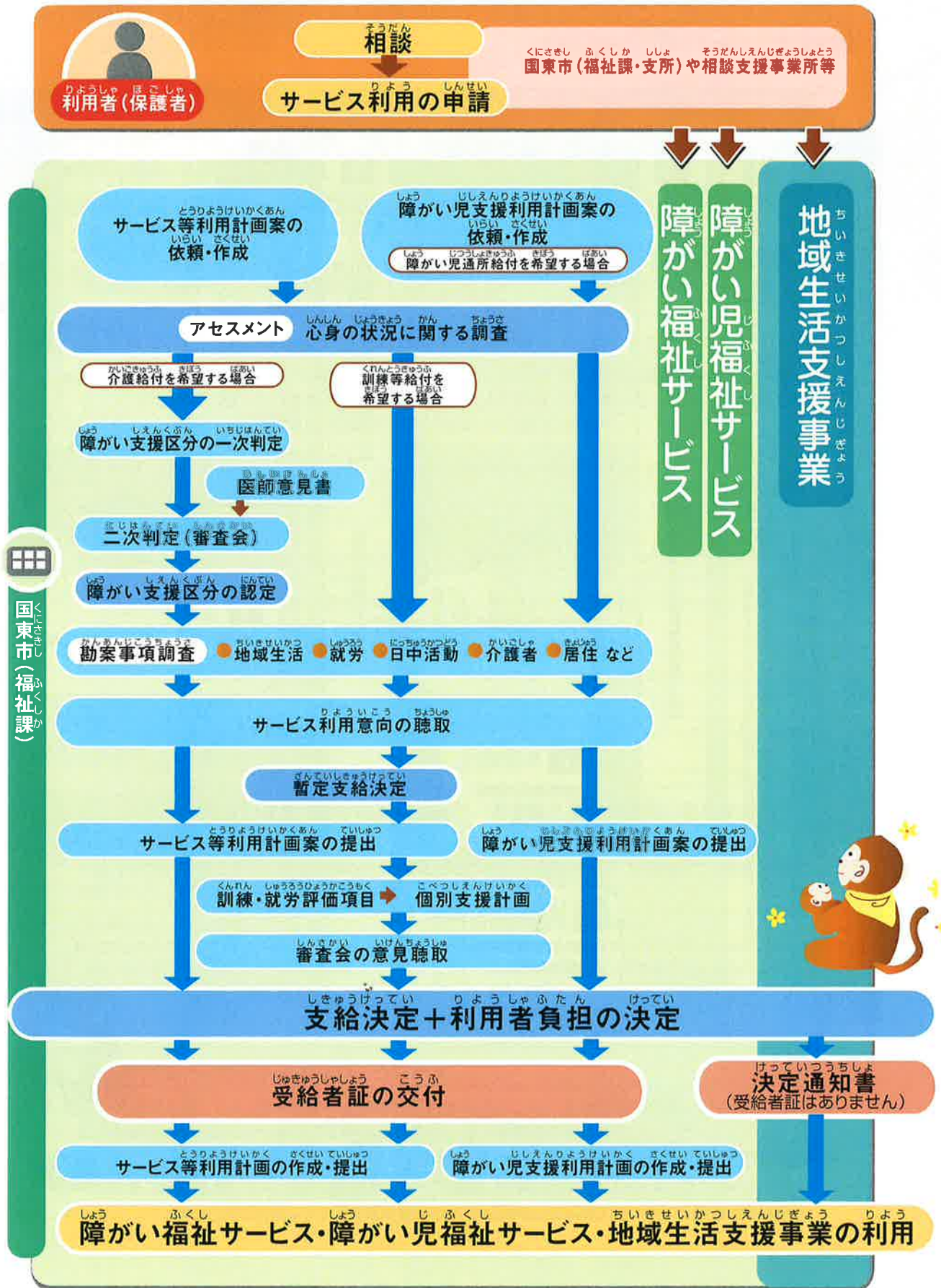
④ 事業所一覧

障がい福祉サービス/障がい児福祉サービス事業所 (地域生活支援事業も含む)

法人名	施設名	所在地 TEL	障がい福祉サービス/障がい児福祉サービス										地域生活支援事業			
			居宅介護（ホームヘルプ）	重度訪問介護	短期入所（ショートステイ）	生活介護	就労移行支援	就労継続支援（B型）	就労継続支援（A型）	共同生活援助（グループホーム）	同行支援	児童発達支援	放課後等デイサービス	地域活動支援センター事業	移動支援事業	日中一時支援事業
社会福祉法人 共生荘	障がい者サポートセンター 三角ベース	安岐町下山口63番地2 0978-64-7533				●		●					●			
	けやき（男性向）	安岐町瀬戸田627番地1 0978-64-7521			●					●						
	くすのき荘（女性向）	安岐町下原508番地101 0978-67-0038			●					●						
社会福祉法人 秀溪会	秀溪園	武蔵町手野1065番地2 0978-69-0101	●				●	●						●	●	
	ぼけっと	武蔵町古市1096番地1 0978-69-0288											●			
	いきいきっ子クラブ	国東町小原3233番地1 0978-73-2511										●	●			
	いきいきっ子クラブ 国見	国見町小原2658番地1 0978-83-0090											●			
	しま 島ホーム	武蔵町手野1149番地1 0978-69-0069							●							
	なごみ	武蔵町糸原3344番地4 0978-69-0753								●						
NPO法人 輝くピアホーム	輝くピアホーム	国東町田深1450番地 0978-72-4005						●								
	やま 山ちゃん（男性向）	国東町富来浦1333番地5 0978-74-0203								●						
	さくら おか 桜ヶ丘（男性向）	国東町鶴川206番地の1 0978-72-4005								●						
一般社団法人 福聚荘	福聚荘	国東町富来浦1603番地 0978-74-0550						●								
株式会社 えがお	えがお	国東町川原703番地 0978-72-2031						●								
社団法人 松本農園	くにさきはんと 国東半島 松本農園	武蔵町内田974番地1 0978-97-2169						●								
社会福祉法人 安岐の郷	れいめい 鈴鳴荘	安岐町下山口58番地 0978-67-2626			●											
JAおおいた	くにさき福祉 サービスセンター	国東町鶴川56番地1 0978-72-3970	●	●							●					
医療法人二農会 国見病院	あじさい	国見町竹田津3589番地1 0978-84-0160								●						
一般社団法人 山香倶楽部	共生型グループ ホーム 天空	安岐町下原541番地165 070-7611-8480								●						
社会福祉法人 国東市社会 福祉協議会	くにさきケアセンター たんぽぽ	国見町伊美2225番地1 0978-82-1107	●	●		●								●		
	くにさきケアセンター なのみ	国東町浜崎2757番地5 0978-74-1151	●	●		●								●		●
	くにさきケアセンター なのはな	武蔵町古市1086番地1 0978-68-1976				●										
	くにさきケアセンター やすらぎ	安岐町下山口38番地1 0978-67-1283	●	●										●		
合同会社 ハウエン	ハウエン	武蔵町糸原2366番地 0978-97-2605							●							
株式会社 創翔の里	放課後等デイサービス かほすの丘 武蔵	武蔵町内田67番地2 0978-68-1010											●			
医療法人 ほとけの里	Plusはるかぜ （2019年4月より小規模多機能 共生型として開設予定）	国東町来浦2798番地 0978-77-0059			●	●										

障がい福祉サービス利用の流れ

申請からサービスを利用するまでの流れについてご説明します。みなさんに必要なサービスを提供できるよう国東市や事業者がお手伝いします。



サービスを利用したときの費用

利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（一割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定）となっています。また、食費や光熱水費などの実費分について負担が生じます。ただし、これらの負担部分には利用者等の収入・所得等に応じて月の負担上限額が設定され軽減が図られています。



※ 高齢障がい者の介護保険サービス利用者負担軽減（平成30年4月から）

ホームヘルプやショートステイなどの障がい福祉サービスを利用してきた人が、65歳以降にそれに相当する介護保険のサービスを利用した場合は、利用者負担が軽減される場合があります。

1 つき りようしゃふたん じょうげん 月ごとの利用者負担には、上限があります。

- 障がい福祉サービスの定率負担は、4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担はありません。

障がい者		
所得区分	世帯の所得状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯 (所得割16万円未満) (注1)	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

(注1) 入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム・ケアホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

障がい児		
所得区分	世帯の所得状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯 (所得割28万円未満) 通所施設、ホームヘルプ利用の場合 (居宅)	4,600円
一般2	上記以外 入所施設利用の場合(注2)	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

(注2) 20歳未満の施設入所者を含みます。

- 所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者 (施設に入所する18・19歳を除く)	障がいのある方とその配偶者
障がい児 (施設に入所する18・19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯(注3)

(注3) 障がい児の保護者が障がい者である場合は、その障がい児の保護者と配偶者の所得のみで判断します。

※地域生活支援事業(地域活動支援センターⅡ型・移動支援・日中一時支援・訪問入浴)に係る利用者負担の負担上限月額も同じ設定となります。

2 せたい けうけいがく きじゆんがく うまわ ばあい けうがくしやう ふくし ひ しきゆう 世帯での合計額が基準額を上回る場合は、高額障がい福祉サービス費が支給されます。

- 同一世帯に障がい福祉サービス等を利用する人が複数いる場合、また障がい福祉サービスを利用している人が、介護保険のサービスを利用した場合でも、4区分の負担上限月額は変わらず、これを超えた分が高額障がい福祉サービス費として支給されます。(償還払い方式によります。)

3・4 しょくひ こうねつすいひとう じつぴふたん けいげんそち こう 食費・光熱水費等の実費負担についても軽減措置が講じられます。

① ぼそくきゅうふ とくていしやう しゃとくべつきゅうふ 補足給付(特定障がい者特別給付)

【20歳以上の入所者の場合】

- 入所施設の食費・光熱水費の実費負担については、費用の基準額を53,500円として設定し、福祉サービス費の定率負担相当額と食事・光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手元に25,000円が残るように補足給付が行われます。

※生活保護、低所得の方が対象となります。

【20歳未満の入所者の場合】

- 地域で子どもを養育する費用(生活保護・低所得世帯、一般1は50,000円、一般2は79,000円)と同様の負担となるように、補足給付が行われます。

※所得要件はありません。

② しょくじていきやうかさん つうしよしせつ しょくじ と ばあい ふたんけいげん 食事提供加算(通所施設において、食事を取る場合の負担軽減)

- 生活保護・低所得、一般1(市町村民税所得割16万円未満[障がい児の場合は、28万円未満])の方は、人件費相当費が支給され、食材料費のみの負担となります。

5 いりやうがたにゆしよせつ りやうやうかいご りやう ばあい いりやうひ しょくひ げんめん 医療型入所施設や療養介護を利用する場合、医療費と食費の減免があります。

●医療型個別減免

医療型施設に入所する方や療養介護を利用する方は、従来の「福祉部分」「医療部分」「食費負担部分」を合算して、上限額を設定します。

【20歳以上の入所者の場合】

- 生活保護・低所得の方は、少なくとも25,000円が手元に残るように、利用者負担額が減免されます。

【20歳未満の入所者の場合】

- 地域で子どもを養育する世帯と同程度の負担となるよう、負担限度額を設定し、限度額を上回る額について、減免を行います。

※所得要件はありません。

6 せいかつほご いこうぼうしさく こう 生活保護への移行防止策が講じられます。

- 負担軽減策を講じて、定率負担や食費等を負担することにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで定率負担の負担上限月額を引き下げます。

7 りやうしゃ やちんじよせい グループホームの利用者に家賃助成があります。

- グループホームの利用者が負担する家賃を対象として、利用者一人あたり月額1万円を上限に補足給付が行われます。 ※市町村民税非課税世帯が対象です。

医療費について～自立支援医療～

- 医療保険制度等で医療費の助成を受けた方が、さらに身体や精神の疾患のため医療費の助成を受ける制度です。本人の負担額は原則1割となりますが、世帯の所得等で月の上限額が決まります。

※自立支援医療の認定を受けるためには、市への申請が必要です。該当すると思われる方は、担当医にご相談の上、申請してください。

自立支援医療の利用者負担と軽減措置

区 分		月額負担上限額	
		一 般	高額治療継続者 （「重度かつ継続」）
生活保護	生活保護受給世帯	→	0円
低所得1	市民税非課税世帯で、サービスを 利用する本人の収入が80万円以下の人	→	2,500円
低所得2	市民税非課税世帯で、低所得1以外の人	→	5,000円
中間所得層1	市民税課税世帯で、所得割額が 33,000円未満	自己医療負担額の 注① 5,000円	注② 5,000円
中間所得層2	市民税課税世帯で、所得割額が 33,000円以上、235,000円未満	自己医療負担額の 注① 10,000円	注② 10,000円
市民税課税世帯で、所得割額が235,000円以上		→ 対象外	注① 20,000円

（注1）育成医療の経過措置及び「重度かつ継続」の者に対する経過措置を講じています。

（注2）基本は1割の定率負担ですが、低所得世帯の方だけでなく、継続的に相当額の医療費負担が生じる方々（高度治療継続者（いわゆる「重度かつ継続」））にもひと月あたりの負担に上限額を設定するなどの負担軽減策を講じています。

※自立支援医療での「世帯」とは、同じ医療保険に加入している家族のことを言います。

補装具について～補装具費の支給～

- 身体障がい者が装着する義足、車椅子や補聴器などの補装具（失われた身体機能を代替するもの）の購入費または支給を受けた補装具の修理費にかかる費用（基準額）を助成します。本人の負担額は原則1割となりますが、世帯の所得等で月の上限額が決まります。

補装具費支給制度の利用者負担

区 分		月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	→ 0円
低所得	市民税非課税世帯	→ 0円
一 般	市民税課税世帯	→ 37,200円
一定所得以上（市民税所得割額46万円以上の人がある世帯）		→ 給付対象外

※補装具での「世帯」とは、本人及び配偶者のことです。ただし、18歳未満の場合は保護者のいる住民基本台帳上の世帯となります。

※地域生活支援事業の日常生活用具給付等事業に係る利用者負担上限月額も同じ設定となります。